

# 国民年金法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）	1
二 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）（抄）	4
三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（抄）	8
四 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）（抄）	12
五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（抄）	15

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十六条の三第一項の政令で定める額等）</p> <p>第五条の四 法第三十六条の三第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、三百六十四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第三十六条の三第一項の政令で定める額等）</p> <p>第五条の四 法第三十六条の三第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、三百六十四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。</p> <p>2 法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給の停止は、同項に規定する所得が四百六十二万円（同項に規定する扶養親族等があるときは、四百六十二万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。）を超えない場合には障害基礎年金のうち二分の一（法第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一）に相当する部分について、当該所得が四百六十二万円を超える場合には障害基礎年</p>

金の全部について、行うものとする。

(法第九十条の二第二項第一号の政令で定める額)

第六条の八の二 法第九十条の二第二項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは七十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは七十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。

(法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号の政令で定める額)

第六条の九 法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号に規定する政令で定める額は、これらの号の扶養親族等がないときは百十八万円とし、これらの号の扶養親族等があるときは百十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。

(法第九十条の二第三項第一号の政令で定める額)

第六条の九の二 法第九十条の二第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは百五十八万円とし、同号の扶養

(法第九十条の二第二項第一号の政令で定める額)

第六条の八の二 法第九十条の二第二項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは七十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは七十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。

(法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号の政令で定める額)

第六条の九 法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号に規定する政令で定める額は、これらの号の扶養親族等がないときは百十八万円とし、これらの号の扶養親族等があるときは百十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。)を加算した額とする。

(法第九十条の二第三項第一号の政令で定める額)

第六条の九の二 法第九十条の二第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは百五十八万円とし、同号の扶養

親族等があるときは百五十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

親族等があるときは百五十八万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

◎ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（法第九条から第十条までの政令で定める額等）                      第二条の四 法第九条第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、十九万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p>			
扶養親族等又は児童の数	金 額	扶養親族等又は児童の数	金 額
一人	五七〇、〇〇〇円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。）	一人	五七〇、〇〇〇円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、六七〇、〇〇〇円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、七二〇、〇〇〇円とする。）
二人以上	五七〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加	二人以上	五七〇、〇〇〇円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加

算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）

2 法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第五条第二項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第九条第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき	(略)	(略)	(略)

算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）

2 法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第五条第二項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第九条第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき	一、九二〇、〇〇〇円	一人 二人 三人以上	基本額一部支給停止額 基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額 基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算

法第九 条第一 項に規 定する 扶養親 族等又 は児童 がある とき	一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三〇〇〇円を、〇〇〇円を、〇〇〇円を、〇〇〇円を、〇〇〇円を、〇〇〇円を加算した額)	一人	基本額一部支給停止額
		二人	
		三人以上	基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額

3 前項の基本額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円（同項に規定する扶養親族等又は児童がある

法第九 条第一 項に規 定する 扶養親 族等又 は児童 がある とき	一、九二〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三〇〇〇円を、〇〇〇円を、〇〇〇円を、〇〇〇円を加算した額)	一人	基本額一部支給停止額
		二人	
		三人以上	基本額一部支給停止額、第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五条第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額

3 前項の基本額一部支給停止額は、法第九条第一項に規定する所得の額から一九〇、〇〇〇円（同項に規定する扶養親族等又は児童がある

ときは、一九〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）とする。次項及び第五項において同じ。）を控除して得た額に〇・〇一八六七〇五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

4  
8  
(略)

ときは、一九〇、〇〇〇円に当該扶養親族等又は児童一人につき三八〇、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円を、特定扶養親族等があるときは、当該特定扶養親族等一人につき一五〇、〇〇〇円をその額に加算した額）とする。次項及び第五項において同じ。）を控除して得た額に〇・〇一八六七〇五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）に十円を加えて得た額とする。

4  
8  
(略)

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）抄

- 〔①平成三十年一月一日施行 第二条第一項及び第七条の改正規定  
 ②平成三十一年一月一日施行 第八条第三項及び第十二条第四項の改正規定〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六条及び第七条の政令で定める額）</p> <p>第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項及び第七条において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第二十条の政令で定める額）</p> <p>第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養</p>	<p>（法第六条及び第七条の政令で定める額）</p> <p>第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第二十条の政令で定める額）</p> <p>第七条 法第二十条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養</p>

親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（特別児童扶養手当に関する規定の準用）

## 第八条 （略）

### 2 （略）

3 第五条の規定は、法第二十条及び第二十二条第二項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。この場合において、第五条第一項中「合計額から八万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第二項第一号中「第二号、第四号」とあるのは「から第四号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第二号中「第三十四条第一項第六号に規定する控除」とあるのは「第三十四条第一項第六号に規定する控除（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）と読み替えるものとする。

### 4 （略）

（障害児福祉手当等に関する規定の準用）

親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（特別児童扶養手当に関する規定の準用）

第八条 第二条第二項の規定は、法第二十一条に規定する所得の額について準用する。

2 第四条の規定は、法第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号に規定する所得の範囲について準用する。

3 第五条の規定は、法第二十条及び第二十二条第二項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。この場合において、第五条第一項中「合計額から八万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第二項第一号中「第二号、第四号」とあるのは「から第四号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第二号中「第三十四条第一項第六号に規定する控除」とあるのは「第三十四条第一項第六号に規定する控除（同法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）と読み替えるものとする。

4 第五条の規定は、法第二十一条及び第二十二条第二項第二号に規定する所得の額の計算方法について準用する。

（障害児福祉手当等に関する規定の準用）

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 第五条の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二條第二項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。この場合において、第五条第一項中「総所得金額、」とあるのは「総所得金額（以下この項において「総所得金額」という。）（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等（第十一条に規定する給付を除く。）の支給を受ける者については、同法第三十五条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とし、第十一条に規定する給付の支給を受ける者については、当該給付を同法第三十五条第二項に規定する公的年金等とみなし、かつ、同条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）」と、「同法附則第三十三条の第三項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の第三項」と、「合計額から八万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第二項第一号中「、第二号、第四号」とあるのは「から第四号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第二号中「第三十四條第一項第六号に規定する控除」とあるのは「第三十四條第一項第六号に規定する控除（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

第十二条 第七条の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十条に規定する所得の額について準用する。

2 第二条第二項の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十一条に規定する所得の額について準用する。

3 第四条の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十一条及び第二十二條第二項第二号に規定する所得の範囲について準用する。

4 第五条の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二條第二項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。この場合において、第五条第一項中「総所得金額、」とあるのは「総所得金額（以下この項において「総所得金額」という。）（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等（第十一条に規定する給付を除く。）の支給を受ける者については、同法第三十五条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とし、第十一条に規定する給付の支給を受ける者については、当該給付を同法第三十五条第二項に規定する公的年金等とみなし、かつ、同条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）」と、「同法附則第三十三条の第三項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の第三項」と、「合計額から八万円を控除した額」とあるのは「合計額」と、同条第二項第一号中「、第二号、第四号」とあるのは「から第四号まで」と、「医療費控除額」とあるのは「医療費控除額、社会保険料控除額」と、同項第二号中「第三十四條第一項第六号に規定する控除」とあるのは「第三十四條第一項第六号に規定する控除（同法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

5 第五条の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十一条及び第二十二條第二項第二号に規定する所得の額の計算方法について

準用する。

6 第九条の規定は、法第二十六条の五において準用する法第二十五条の規定による国の負担について準用する。

◎国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金に係る支給の停止に関する経過措置）</p> <p>第四十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六条第三項に規定する政令で定める額は、同条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」として、同条第三項に規定する扶養親族等がないときは、三百一十六千円とし、扶養親族等があるときは、三百一十六千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該老人扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。</p> <p>5 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六条第四項に規定する政令で定める額は、同条第一項中「控除対象配偶者」とあるのは、「同一生計配偶者」として、同条第四項に規定する扶養親族等がないときは、六百二十八万七千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に</p>	<p>（昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金に係る支給の停止に関する経過措置）</p> <p>第四十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六条第三項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、三百一十六千円とし、扶養親族等があるときは、三百一十六千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人扶養親族であるときは、当該老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。</p> <p>5 昭和六十年改正法附則第二十八条第十項の規定によりその例によるものとされる旧国民年金法第六十六条第四項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、六百二十八万七千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に依じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。</p>

応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
一人	六、五三六、〇〇〇円
二人以上	六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）

658 (略)

(老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え)

第五十二条 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
第六条の四第一項 族等	所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）
百三十万二千円	百五十九万五千円
三十三万円	三十八万円
所得税法に規定する老	同法に規定する同一生計配偶

扶養親族等の数

金額

一人	六、五三六、〇〇〇円
二人以上	六、五三六、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき二一三、〇〇〇円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき）六〇、〇〇〇円を加算した額）

658 (略)

(老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え)

第五十二条 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
第六条の四第一項	百三十万二千円
三十三万円	三十八万円
三十九万円	四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）

2 (略)	(略)	第六條の 四第二項 族等	同項に規定する扶養親 族等	三十九万円	人控除対象配偶者 当該老人控除対象配偶 者	者(七十歳以上の者に限る。 以下この項において同じ。)	当該同一生計配偶者	四十八万円とし、当該扶養親 族等が特定扶養親族等(同法 に規定する特定扶養親族又は 控除対象扶養親族(十九歳未 満の者に限る。)をいう。) であるときは、当該特定扶養 親族等一人につき六十三万円 とする。	扶養親族等	三百四十万円	三、六五〇、〇〇〇円	(略)

2 (略)	(略)	第六條の 四第二項	三百二十万四千円	三百四十万円	であるときは、当該特定扶養 親族等一人につき六十三万円 とする。	(略)	(略)	三、四五三、〇〇〇円	三、六五〇、〇〇〇円	(略)

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号） 抄

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別障害給付金の支給を制限する場合の基準となる所得の額等）</p> <p>第二条 法第九条の政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特別障害給付金の支給を制限する場合の基準となる所得の額等）</p> <p>第二条 法第九条の政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。）を加算した額とする。</p> <p>2 法第九条の規定による特別障害給付金の支給の制限は、同条に規定する所得が四百六十二万円（扶養親族等があるときは、四百六十二万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。）を超えない場合には特別障害給付金のうち二分の一に相当する部分について、当該所得が四百六十二万円を超える場合には特別障害給付金の全部について、行うものとする。</p>